

平成 31 年 1 月 23 日

各位

アイア株式会社

公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に関する勧告について

本日、当社は公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に基づく勧告を受けました。これは、当社の婦人服及び婦人服飾雑貨の製造販売を行う事業において、下請事業者に対して下請代金から「縫製会費」、「歩引き」として差し引いていた行為が、下請法第 4 条第 1 項第 3 号の規定に違反すると判断されたものであります。

本件に関して、平成 30 年 6 月以降、上記金員のご請求を対象のお取引先様には行っておらず、減額に当たるとされた金額（1,057 万円）は全額お取引先様に返還しております。

当社は、お取引先との取引関係、信頼関係維持を重んじ、今回の勧告を真摯に受け止め、下請法の遵守の周知徹底をはかり再発防止に努めてまいります。

お取引先様をはじめ関係者の皆様には大変ご心配とご迷惑をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

以上